生徒心得

1　一般心得

(1)　盛岡一高生徒としての高い誇りと自覚のもとに自主的にかつ責任を持って行動する。

(2) 学習に最善をつくすことはもちろん、生徒会活動や部活動等、すべてに積極的かつ真摯な態度で臨む。

(3) 青年としての若い創造精神を常に持ち続ける。

(4) 規律を守り良識ある行動をとる。

(5) 学校内はもとより、広く社会に対しても敬愛の念を失わず、礼儀を正しくし、謙虚に身を持する。

2　服装

(1) 服装は質素、端正、清潔を旨とし、華美に流れたり、粗野にならないよう留意し、高校生らしさを失わないようにする。

(2)　通学時および学校生活においては所定の制服を着用する。夏季は所定の期間夏服を着用する。

3　集会

(1) 校内で集会を持つ場合は、担任・顧問の許可を得る。教室等を使用する場合は、教室責任者の許可を得る。火気は使用しない。

(2) 校外で集会を持つ場合は、担任・顧問に申し出て、所定の手続きを経て学校長の許可を得る。

4　印刷物刊行および掲示

(1) 印刷物を発行する場合は、所定の手続きを経て学校長の許可を得る。

(2) 広告料を取る場合および印刷物を販売する場合は、担任・顧問に申し出て、所定の手続きを経て学校長の許可を得る。

(3) 金銭を取り扱った場合は、収支明細書を担任・顧問を経由して学校に提出する。

(4) 掲示物は、担任・顧問に申し出て、担当者の許可を得た上、所定の場所に所定の期間掲示する。所定の期間が過ぎたときは、必ず撤去する。

5　借用

(1) 校内の施設、物品を借用する場合は、担任・顧問に申し出て、所定の手続きを経て担当者の許可を得る。

(2) 校外の施設、物品を借用する場合は、担任・顧問に申し出て、所定の手続きを経て学校長の許可を得、借用願を先方に持参し、引き換えに借用する。

6　その他

(1) 校内外の公共施設、物品一切を大切に取り扱う。万一破損あるいは紛失した場合は、当該責任者にその旨届け出ると共に弁償する。

(2) 校外から寄附をつのる場合は、担任・顧問に申し出て、学校長の許可を得る。

(3) 自転車通学は、特に許可した場合を除いて通学距離２㎞以上の者に限り認める。自転車通学希望者は、「自転車通学許可願」を提出し、所定のステッカーを貼付する。

(4) バイク通学は、原則として禁止する。やむを得ず希望する場合は、「バイク指導要領」に基づき、学校長の許可を得る。